

平成26年第3回竜王町議会定例会（第1号）

平成26年9月5日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（第1日）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第53号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第54号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第55号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議第56号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議第57号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 8 議第58号 平成26年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第59号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議第60号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 議第61号 平成26年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第62号 平成26年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第63号 平成25年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議第64号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議第65号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議第66号 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議第67号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第18 議第68号 平成25年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議第69号 平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議第70号 平成25年度竜王町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 報第2号 平成25年度竜王町健全化判断比率について
- 日程第22 報第3号 平成25年度竜王町資金不足比率について
- 日程第23 議員派遣について

## 2 会議に出席した議員（11名）

1番	小森重剛	2番	竹山兵司
3番	若井敏子	4番	岡山富男
5番	山田義明	6番	内山英作
7番	貴多正幸	8番	古株克彦
9番	松浦博	10番	（欠員）
11番	菱田三男	12番	蔵口嘉寿男

## 3 会議に欠席した議員（なし）

## 4 会議録署名議員

4番	岡山富男	5番	山田義明
----	------	----	------

## 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	竹山秀雄	代表監査委員	吉田定男
監査委員	岡山富男	副町長	川部治夫
教育長	岡谷ふさ子	総務政策主監兼 産業建設主監	福山忠雄
住民福祉主監	松瀬徳之助	会計管理者	犬井教子
政策推進課長	杼木栄司	総務課長	奥浩市
生活安全課長	井口清幸	住民税務課長	知禿雅仁
福祉課長	田邊正俊	健康推進課長	嶋林さちこ
発達支援課長	木戸妙子	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	西川良浩
建設計画課長	井口和人	上下水道課長	徳谷則一
工業団地推進課長	尾崎康人	教育次長	山添登代一
学務課長	深井実	生涯学習課長	竹内修

## 6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	若井政彦	書記	寺本育美
--------	------	----	------

開会 午後1時00分

○議長（蔵口嘉寿男） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、11人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成26年第3回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成26年竜王町議会第3回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中を万障お繰り合わせの上、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは町政万般にわたりまして格段の御指導と御鞭撻を頂戴いたし、感謝申し上げますとともに、立秋以後、不順な天候が続きます折、皆様御健勝にて、日夜を分かたず議会活動に御専念いただいておりますことに深甚の敬意を表する次第でございます。

さて、町制60周年を来年度に迎える本町であります。前段の事業の1つとして、8月の20日から8月の27日までの8日間、私を含む12名の者が姉妹都市である米国ミシガン州スーデー・マリー市を訪ねました。昭和49年にスーデー・マリー市との間で姉妹提携を結び、本年が40周年の節目に当たることから、スーデー・マリー市にて40周年記念式典がとり行われ、その式典に臨んできたところであります。

アンソニー・ボスボウス市長を初め、スーデー・マリー市の幹部の方々から大変な歓迎を受け、私も記念の式典で拙い発音ながら精いっぱいスピーチを行ってまいりました。スーデー・マリー市を訪ねるのは初めてのことでして、目に入るまま、また耳に聞こえるままの感想や印象をありのまま表現させていただいた次第であります。スピーチ終了後、スーデー・マリー市民の方々から拍手と笑顔を私に向けてくださいましたので、内心ほっといたしたものでございました。

この月の下旬には、スーデー・マリー市の中学生諸君を本町に迎える予定であり、心待ちにさせていただきますとお伝えいたし、あわせて来年度が本町の60周年に当たり、ぜひとも竜王町へお越しくくださるようにとボスボウス市長にお伝えいたしましたところ、市長、シティーマネジャーでチームを組んでお越しただける内諾を得てまいりました。

このたびの姉妹提携40周年を記念して、本町から寄贈の石碑には、友好、親

善のあかしである「きずな」の文字を刻み、この意味を説明申し上げました際には、スーセイ・マリー市の皆様が大変感動されて、お礼の言葉を賜った次第でありますし、両市町の関係はこの先も変わりなくとわのものであることを確認させていただいてまいりました。

40周年の記念訪問に関しましては、私なりにまとめさせていただいておりますので、議員各位にも御高覧いただければと存じます。

話を転じさせていただきますが、このところの経済動向は、アベノミクス効果にて景気状態を示す諸指標の数字が改善の方向にあり、消費税が8%になった直後は駆け込み需要の反動もありましたものの、7月から8月にかけては緩やかながら持ち直してきていると報じられていましたが、米国がイラク空爆容認という事態に至り、株価が大幅下げを記録いたし、その後も神経質な動きが続いています。

景気の回復とは、日本国民全てが実感として感じられるものでないと真の回復とは言えないとは常々申し上げてきていますが、中小企業にありましては、まだまだほど遠さが否めないとき、諸外国における不安定な政治情勢は、国際競争力が低下してきている我が国にとって少なからず影響を受けることとなります。

皆様御承知のとおり、一昨日、第2次安倍改造内閣が発足し、女性閣僚は最多5人を起用されたところであります。政府には、的確な国際問題への対応と、国内にありましては、農業、商業、工業の各分野におけるきめ細かい施策と効果に結びつく新年度の予算配分を望むところであります。

8月9日から10日にかけて台風11号が四国、本州に上陸いたしました。進行速度が毎時15キロメートル前後と極めて遅く、本町も警戒本部を立ち上げてより、災害対策本部解散までの間が丸2日間に及びました。

8月9日午後に祖父川の水位が避難判断水位を上回り、河川周辺の自治会の皆様を対象に14時35分避難準備情報を発令させていただいた次第であります。すぐさま竜王西小学校体育館へ7名の方が避難されましたが、夕刻になり、雨、風ともに落ちついた小康状態となり、帰宅を希望され、全員自宅へ戻られました。

8月10日は未明より、台風本体の接近で風雨ともに激しくなりましたが、自治会ごとに災害対策本部を設置され、警戒に万全を期してくださったことや、消防団の皆様にも溢水の連絡が入ると同時に、現場に赴き、土のう積みの作業に当たっていただいたこと等で被害を食いとめることができたものと感謝を申し上げているところでございます。

役場職員も、昨年度の台風18号の教訓を生かし、避難所開設、情報発信、応急対応にはまずまずの動きができたのではないかと考えております。各自治会長様より、何度も役場の職員が来てくれたので心強かったというお声を頂戴いたしました。改めて日ごろの訓練の大切さを再確認するとともに、災害対策本部解散時には、ねぎらいとあわせ、本番を想定する能力の必要性を職員一同が確認し合う場とさせていただいたところであります。

山之上の果樹園にて落果等の被害が発生し、心が痛みますが、台風18号のときのような大きな被害もなく、まずはほっといたした次第でございます。その後も警報の出る不安定な気象状況ですし、台風シーズンにあるときですので、引き続き気持ちを引き締めてまいる所存であります。

さて、本定例会にて御審議をいただく案件であります。条例関係5件、補正予算5件、決算関係8件、報告2件、追加3件の計23件の案件を上程させていただきます。

何とぞ慎重なる御審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に議会諸般報告書並びに竜王町議会会議規則第126条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしく願いいたします。なお、説明は省略いたしますので、御了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番 岡山富男議員、5番 山田義明議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第2 会期の決定**

**○議長（蔵口嘉寿男）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（蔵口嘉寿男）** 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本

日から9月26日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 3 議第 5 3 号 竜王町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 5 4 号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 5 5 号 竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議第 5 6 号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議第 5 7 号 竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第 8 議第 5 8 号 平成26年度竜王町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議第 5 9 号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 10 議第 6 0 号 平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）
- 日程第 11 議第 6 1 号 平成26年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議第 6 2 号 平成26年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議第 6 3 号 平成25年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 議第 6 4 号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議第 6 5 号 平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 議第 6 6 号 平成25年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 議第 6 7 号 平成25年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議第 6 8 号 平成25年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

**日程第 19 議第 69 号 平成 25 年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**日程第 20 議第 70 号 平成 25 年度竜王町水道事業会計決算認定について**

**日程第 21 報第 2 号 平成 25 年度竜王町健全化判断比率について**

**日程第 22 報第 3 号 平成 25 年度竜王町資金不足比率について**

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第 3 議第 53 号から日程第 20 議第 70 号までの 18 議案及び日程第 21 報第 2 号、日程第 22 報第 3 号の 2 報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 53 号から議第 70 号までの 18 議案及び報第 2 号、報第 3 号の 2 報告につきまして順を追って提案理由を申し上げます。

まず、議第 53 号から議第 62 号までの 10 議案につきまして提案理由を申し上げます。

議第 53 号、竜王町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、その一部が平成 26 年 10 月 1 日から施行されます。その内容については、消費税率 8% 段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、住民税法人税割の標準税率及び制限税率を引き下げる改正であり、当町においても住民税法人税割の税率をこれまでの 100 分の 13.7 から 100 分の 11.1 に引き下げるものでございます。

次に、議第 54 号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成 26 年 4 月 23 日に公布され、その中で父子家庭に対する支援についても母子家庭と同様とするため、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に題名改正されるとともに、父子家庭の定義規定が追加されました。

これらのことから、竜王町福祉医療費助成条例で引用しております母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるとともに、父子家庭の定義規定が追加されたことによる条ずれを改めるものでございます。

次に、議第 55 号、竜王町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

本条例は、児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、子供の成長を支援しながら、地域における多様なニーズにきめ細かく対応でき、さまざまな場所で展開される質の確保された保育を提供する事業について、児童福祉法に位置づけられた地域型保育事業として、町が認可する基準を定めるものでございます。

地域型保育事業は、大きく4つの事業類型に分類され、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業並びに居宅訪問型保育事業でございます。

内容としましては、地域型保育事業を行う者及びその職員の資質や責務、施設基準等について、事業類型ごとに国が定める基準に従い定めるものですが、竜王町の独自の基準として、家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業において定められている職員資格である家庭的保育者については、町長が行う研修を修了した保育士に限定することと定めるものでございます。

次に、議第56号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

本条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、施設型給付を受けようとする幼稚園・保育所等の教育・保育施設及び地域型給付を受けようとする地域型保育事業者に対して、町が給付の対象となることを確認するための基準を定めるものでございます。

内容としましては、各施設、事業において、運営規定・職員体制等についての保護者への説明等を定めた利用開始に伴う基準、保育方針、教育要領にのっとった教育・保育の提供等を定めた教育・保育の提供の基準、運営方針、秘密保持、衛生管理、事故防止等を定めた管理運営等に関する基準等でございますが、国の基準と異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、国の基準と同一基準として定めるものでございます。

次に、議第57号、竜王町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の

施行に伴う関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

本条例は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を行う者が遵守すべき基準となるものを定めるものでございます。

内容としましては、放課後児童支援員の資格要件、支援員配置基準、児童1人当たりの面積、1クラブ当たりの児童数、開所時間などの施設基準について、子供の心身の状況把握と適切な処遇、秘密保持、衛生管理、事故防止及び発生時の対応などの運営基準について、国が定める基準に従い定めるものでございます。

次に、議第58号、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第3号）につきましては、現在、お認めをいただいております補正予算（第2号）までの歳入歳出予算額が6億3,329万9,000円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ1億2,296万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,629万8,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の主なものといたしましては、特定個人情報保護評価構築業務委託料、個人情報保護制度再構築業務委託料、電算プログラム開発委託料、町制60周年記念関連事業、地方税務システム改修委託料、臨時福祉給付金、放課後児童クラブ開所時間延長支援補助金、ワクチン接種委託料、墓地等整備事業補助金、勤労福祉会館改修工事、町道維持修繕工事、県単独土木建設事業負担金の追加または増額でございます。

続きまして、債務負担行為補正につきましては、個人情報保護制度再構築業務のほか、がん検診業務、若年健康診査業務、後期高齢者健康診査業務、結核検診業務について、平成27年度に各種健診等を円滑に進めるため、計上しております。

次に、議第59号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が1億8,770万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ72万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,842万9,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、滋賀県国民健康保険団体連合会から設置していただいております国保情報データベースのバージョンアップ経費として、総

務費の総務管理費が72万9,000円の増額でございます。

歳入予算の内容といたしましては、このバージョンアップ経費の全額が国の特別調整交付金から支出されるため、国庫支出金の国庫補助金が72万9,000円の増額でございます。

また、平成27年度に実施いたします特定健康診査業務及び若年健康診査業務を円滑に進めるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、議第60号、平成26年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております歯科の当初予算の歳入歳出予算額が5,110万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,244万9,000円といたしたいものでございます。

歳出予算の内容といたしましては、臨時職員の歯科衛生士に係る経費として、総務費の施設管理費が134万9,000円の増額でございます。

歳入予算の内容といたしましては、歳出の財源として繰越金が134万9,000円の増額でございます。

次に、議第61号、平成26年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が6億3,760万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ81万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,841万6,000円といたしたいものでございます。

今回の補正予算の内容といたしましては、歳出について、農業集落排水施設であります山中処理場の機器の故障による修繕費81万6,000円の増額でございます。

次に、議第62号、平成26年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、現在、お認めをいただいております当初予算の歳入歳出予算額が8億3,960万円でございます。今回、この総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,051万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の内容といたしましては、歳出では、諸支出金におきまして、第1号被保険者保険料還付金といたしまして、20万円の増額、過年度分介護給付費交付金等償還金といたしまして、平成25年度介護給付費、地域支援事業費の確定により、受け入れをいたしてございました国、県、支払基金からの各交付金の一部

返還が生じたので、71万2,000円の増額をお願いするものでございます。

歳入では、平成25年度の介護給付費の確定により、国、県の公費負担分について、28万8,000円の追加交付、また繰越金について、国、県の公費負担分に係る追加交付分の予算の組み替え及び過年度保険料還付金、過年度分介護給付費交付金等償還金への充当による62万4,000円の増額でございます。

以上、議第53号から議第62号までの10議案につきまして、提案理由を申し上げたところでございますが、議第58号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 奥総務課長。

**○総務課長（奥 浩市）** ただいま町長から平成26年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

歳出補正予算のほうから説明をさせていただきます。

特定個人情報保護評価構築業務委託料181万5,000円につきましては、平成25年度に成立いたしました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、本年4月に特定個人情報保護評価指針が示されました。この指針にのっとり、平成27年10月の付番開始に向けて、本町におきましてもシステム改修等準備を進めていくこととなりますが、このうち特定個人情報の取り扱いを行うに当たっては、特定個人情報保護評価書の作成等の計画を策定することが求められており、これに係る業務委託料を追加するものでございます。

また、個人情報保護制度再構築業務委託料464万4,000円につきましても、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による特定個人情報の取り扱いに当たって、現行で実施しております個人情報保護制度において、この特定個人情報の取り扱いに関する部分を付加すること等が求められており、同制度については広く行政事務において引用されていることから、必要となる条例等の例規改正についても短期間で複数の多岐にわたる改正作業を進めていくこととなりますことから、今回、これに係る業務委託料を追加するものでございます。

続きまして、電算プログラム開発委託料2,484万円の増額でございますが、

このうち1,533万6,000円につきましては、現在進めております各電算システムのクラウド化に伴い、現行システムから新たに開発するシステムへのデータ移行に係る費用のうち、障害福祉及び農地台帳の各システムに係る費用を除いた総合行政システム等に係るものでございます。また、このクラウド化に係るデータ移行費用1,533万6,000円を除いた950万4,000円につきましては、番号制度の導入に向けた各システムのうち、厚生労働省の所管となるものの改修に要する費用のそれぞれ増額でございます。

なお、各電算システムのクラウド化に伴うシステムデータの移行費用のうち、障害福祉及び農地台帳に係るものにつきましては、後ほど御説明を申し上げますが、別に追加計上を予定しております。

続きまして、町制60周年記念関連事業205万2,000円の追加でございます。町制60周年を迎える来年度に向けて、記念式典等において使用いたします映像及び記念誌の作成を行いますための映像作成業務委託料43万2,000円及び印刷製本費162万円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、地方税務システム改修委託料398万円の追加でございますが、番号制度の導入に向けた同システムの改修に要する費用の追加でございます。

また、次の住民基本台帳システム等改修委託料646万5,000円の減額につきましても、番号制度の導入に向けた住基システム及び宛名システムの改修に要する費用でございますが、この住基及び宛名の2つのシステムにつきましては、本年度当初予算編成時において国からの概算による情報提供がありましたことから、これに基づいて既に当初予算にて計上しておるものでございまして、システムのクラウド化に係る事務の進捗により事業者の選定が完了し、各システム改修の所要額がおおむねまとまりましたことから、今回、これを踏まえて係る予算の減額を行うものでございます。

なお、この住基及び宛名の2つのシステムと先ほど申し上げました地方税務システムにつきましては、いずれも総務省の所管となるものでございます。

また、その次の電算プログラム開発委託料48万6,000円の追加につきましては、各電算システムのクラウド化に伴うデータ移行費用のうち、障害福祉システムに係る費用でございます。

続きまして、臨時福祉給付金475万円の増額でございますが、主に非課税者数について、当初予算要求時の概算に係る算定から現時点での人数とさせていただくことによる給付費の増額でございます。

続きまして、県の制度新設を受けて、放課後児童クラブ開所時間延長支援補助金312万円の追加でございますが、保護者の利用意向を反映し、開所時間を延長するほか、本制度に規定する防災・防犯対策に関する定期的な訓練等を実施した場合に同補助金を交付するものでございまして、1カ所当たり156万円の2カ所分の交付に要する費用を追加するものでございます。

続きまして、ワクチン接種委託料686万6,000円でございます。平成26年7月2日公布の予防接種法の改正により、水痘及び成人用肺炎球菌の各ワクチン接種が定期接種化されましたことから、今回、これの実施に必要な委託料について、追加するものでございます。

続きまして、墓地等整備事業補助金221万5,000円の追加でございますが、大字駕輿丁及び大字田中における墓地等の整備に係る費用に対しまして助成するものでございます。それぞれ100万円及び121万5,000円を追加するものでございます。

続きまして、勤労福祉会館改修工事2,330万円の追加でございますが、町勤労福祉会館の老朽化に伴いまして、改修工事を実施するための費用を追加するものでございます。

なお、同費用に対する特定財源といたしまして、平成24年度国補正予算による地域の元気臨時交付金基金の活用を予定しております。

次のページへ参りまして、電算プログラム開発委託料29万円の追加につきましては、各電算システムのクラウド化に伴うデータ移行費用のうち、農地台帳システムに係る費用でございます。

続きまして、町道維持修繕工事4,000万円の増額でございますが、町道のうち改良が急がれます舗装箇所につきまして、平成24年度国補正予算による地域の元気臨時交付金基金を活用いたしまして、工事を実施するための費用を追加するものでございます。

続きまして、県単独土木建設事業負担金481万1,000円の増額でございます。当初予算にて50万円を既に計上させていただいておりますが、本年度の滋賀県における事業計画を踏まえて、これを増額するものでございます。

なお、同費用に対する特定財源といたしましても、平成24年度国補正予算による地域の元気臨時交付金基金の活用を当初予算計上分と合わせて予定しております。

続きまして、歳入補正予算の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、国庫支出金につきましては、臨時福祉給付金給付事業費補助金475万円の増額、放課後児童クラブ開所時間延長支援補助金の追加に係る保育緊急確保事業費補助金104万円の増額、番号制度の導入に向けた各システムの改修に要する費用の追加に係る個人番号付番システム構築補助金108万2,000円の増額、また県支出金につきましては、国庫支出金と同様に、放課後児童クラブ開所時間延長支援補助金の追加に係る保育緊急確保事業費補助金104万円の増額、次に、地域の元気臨時交付金基金繰入金4,273万4,000円につきましては、平成24年度国補正予算を受けて平成25年度に基金造成を行ったものでございまして、本年度の当初予算において繰り入れを予算計上した後の基金残高の全額について、今補正予算において、勤労福祉会館改修工事、町道維持修繕工事及び県単独土木建設事業負担金の各費用に対して充当するものでございます。

また、今回の補正に係る一般財源所要額7,081万2,000円について、前年度繰越金を増額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございますが、まず個人情報保護制度再構築業務54万円につきましては、番号法による特定個人情報の取り扱いに係る現行の個人情報保護制度の再構築に向けて、短期間で複数の多岐にわたる条例等例規の改正作業を進めていくこととなりますが、同業務につきましては、平成27年6月定例会において各条例の改正議案の提出を予定しておりますことから、今回、これに係る業務委託料の追加とあわせて平成27年度に係る費用について債務負担行為を追加するものでございます。

また、次のがん検診業務1,061万7,000円以下若年健康診査業務316万4,000円、後期高齢者健康診査業務50万3,000円及び結核検診業務162万円につきましては、これまでから通常12月定例会において補正提案をさせていただき、同事業を実施してきたところでございますが、平成27年度における各検診（健診）業務の実施に向けて、早期に受託事業者の選定を行うことで円滑な事業の実施を図るべく、今回の9月定例会において債務負担行為のそれぞれ追加を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成26年度竜王町一般会計補正予算（第3号）の内容説明といたします。よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、議第63号から議第70号までの8議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第63号、平成25年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、議第64号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、議第65号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、議第66号、平成25年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号、平成25年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第69号、平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての8議案につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月4日から7日間にわたり、町監査委員さんによる決算審査を終えていただきましたので、同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

次に、議第70号、平成25年度竜王町水道事業会計決算認定についてにつきましては、去る6月4日に町監査委員の審査を終えまして、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

事業の概況、経営状況等につきましては、後ほどその詳細について担当課長から説明させますが、平成25年度につきましては、量水器期限切れ問題により、住民の皆様を初め、関係の方々に対しまして多大な御心配、御迷惑をおかけしましたところであり、その信頼回復に努めるとともに、その他の事務事業の執行につきましても、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努めてきたところであります。

収益的収支におきましては、収益が3億816万9,780円で、費用が2億9,152万9,256円となり、1,664万524円の純利益となったものでございます。

以上、議第63号から議第70号までの8議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 犬井会計管理者。

**○会計管理者（犬井教子）** ただいま町長から提案理由を申し上げました議第63号から議第69号までの7議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

平成25年度の一般会計並びに各特別会計のそれぞれの決算につきましては、地方自治法第233条第1項及び地方自治法施行令第166条並びに同法施行規

則第16条及び第16条の2の規定により調製をいたしましたもので、その決算概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元に決算報告書をお届けいたしておりますので、これを中心にして御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、議第63号、平成25年度竜王町一般会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の決算額は、歳入総額が63億3,260万6,332円、歳出総額が61億260万3,810円となり、歳入歳出差引額は2億3,000万2,522円となりました。このうち平成26年度に繰り越した事業に要する財源7,897万5,000円を差し引きますと、実質収支額は1億5,102万7,522円の黒字となります。ここから平成24年度の実質収支額であります1億1,629万7,095円を差し引きますと、単年度収支額は3,473万427円の黒字となります。さらに、単年度収支額に財政調整基金への積立金1億669万6,934円を加え、財政調整基金取り崩し額5,518万7,000円を減じた実質単年度収支額は8,624万361円の黒字ということになりました。

なお、平成24年度の実質単年度収支額が7億3,427万6,652円の黒字でありましたことと比較いたしますと、平成25年度の決算は、滋賀竜王工業団地造成と、これに係る竜王インター周辺地区整備を初めとする大型プロジェクトへの取り組みが動き出し、飛翔の年度となったところであります。

平成25年度の歳入の財源構成状況、歳出の目的別並びに性質別構成状況を図示いたしますと、128ページからの円グラフのようになります。

まず、歳入の財源構成状況でございますが、自主財源が66.8%、依存財源が33.2%となっており、平成24年度は、自主財源が67.5%、依存財源が32.5%でありました。前年度と比較しますと、自主財源の率が0.7ポイント低下いたしました。

また、歳入総額では、前年度に比べてプラス2億3,115万5,750円、率にして3.8%の増となりました。前年度と比較して1億円を超えて変動のありました科目や特色あるものについて、その要因等を見てもみますと、自主財源のうち町税収入については、総額34億4,753万1,471円となり、前年度と比較いたしますと1億8,366万6,819円、率にして5.1%減少しています。

要因は、法人町民税における1億4,853万5,400円の減少でございます。平成24年度においては、緩やかな経済の持ち直しと企業回復が見られ、平成25年度は、この回復基調とともに経済循環の過渡期となったものと考えます。

繰入金といたしましては、財政調整基金5,518万7,000円、それぞれ目的を持ちまして、教育厚生施設等整備基金380万円、公共施設維持管理基金180万円の繰り入れを行いました。前年度と比較すると5,885万7,000円の増額となりました。

諸収入は、3億6,143万7,477円で、そのうち竜王インター周辺地区整備協力が2億8,589万1,128円でございます。

次に、依存財源では、平成24年度の税収等の増加との関連から、地方交付税が4,491万6,000円となり、前年度と比較して2億4,542万4,000円の減少となりました。

国庫支出金については、総額11億3,504万859円、前年度と比べ8億506万7,108円の増額で、そのうち児童手当負担金が1億5,481万990円であります。

さらに、社会資本整備総合交付金4億7,553万5,000円、地域の元気臨時交付金3億110万3,000円と、活用できる財源を最大限に確保し、健全な財政運営と事業遂行に努めました。

県支出金では、4億9,977万4,785円のうち緊急雇用創出特別推進事業補助金が7,432万8,935円、子育て支援環境緊急整備事業費補助金8,147万8,000円、公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金が2,550万円など、雇用創出、子育て支援、エネルギー再生利用など、今日的な課題に取り組んだ結果であります。

町債については1億5,530万円となり、前年度と比較すると5億9,099万7,000円の減少であります。内容は、竜王中学校体育館改造等に係る中学校大規模改造事業債が1億1,350万円、土木債として社会資本整備事業債の道路改築に係るものが2,340万円、橋梁長寿命化修繕として490万円、篠原駅周辺都市基盤整備事業債1,250万円、道路橋梁災害復旧債100万円であります。

次に、歳出総額では、前年度に比べてプラス2億4,426万6,323円、率にして4.2%の増となりました。

続いて、129ページ、歳出の構成比を目的別に見てみますと、土木費が23.

5%、民生費が21.9%、教育費が13.3%、総務費が11.1%、公債費が8.5%、衛生費が6.4%、農林水産業費が4.3%、消防費が4.2%、諸支出金が3.9%、議会費が1.2%、災害復旧費0.8%、商工費が0.7%、労働費が0.2%となっております。

決算報告書の目的別決算状況の対前年度比較で増減の著しいものについて、説明を申し上げます。

金額については1,000円単位で申し上げますが、議会費においては、議員共済会負担金が減少したこと等によりマイナス3.2%、243万4,000円の減となりました。

総務費につきましては、714万7,000円、率にして1.1%増加しております。主な原因は、賦課徴収費において町税の過年度過納還付金が増加したこと、固定資産評価がえ調査事業において近隣市町との共同空中写真測量業務負担金が新たに発生したこと等によるものであります。

民生費におきまして、1億301万円、率にして8.3%の増加となりました。内容といたしまして、福祉医療扶助費及び高齢者福祉施設等整備事業における介護緊急基盤整備補助金、民間保育所施設整備に係る児童福祉施設整備費補助金等でございます。

衛生費では、1,766万3,000円、率にして4.7%の増加でございます。これにつきましては、竜王中学校体育館改修にあわせた太陽光発電設備の整備費等によるものでございます。

労働費において、大きな変動はございません。

また、農林水産業費において、1,484万円、率にして5.3%の減となり、農業振興地域整備計画策定業務委託料及び農地基本台帳システムに係る委託料の減等によるものでございます。

商工費は、定住促進住宅リフォーム助成事業助成金等の増加により、1,131万6,000円、34.4%増となりました。

土木費が9億6,561万5,000円、率にして206.9%と大変大きな伸びでございますが、竜王インター周辺地区整備事業及び町道七里山面線道路拡幅工事並びに篠原駅周辺都市基盤整備事業負担金等、社会資本整備に伴うものであります。

消防費においては、2,097万8,000円、率にして9%の増加となりました。主なものは、全国瞬時警報システム整備事業及び地域防災計画見直し業務

等でございます。

教育費においては、1,895万6,000円、率にして2.3%の減少でございます。竜王小学校改修事業の完了等によるものでございます。

次に、公債費につきましては、3億7,823万6,000円、率にして42.2%の減少で、前年度には繰上償還を実施しておりますが、平成25年度は実施しなかったこと等によるものでございます。

諸支出金については、5億1,533万8,000円、率にすると68.7%の減少となりました。財政調整基金積立金、教育厚生施設等整備基金積立金の減少等によるものでございます。

平成25年度増加した基金といたしましては、災害対策基金積立金が2,100万円及び地域の元気臨時交付金基金積立金が5,583万4,000円でございます。

災害復旧費につきましては、4,910万5,000円の増でございます。これは、台風18号の影響で農業用施設を初めとして甚大な被害が発生したこと、及び庁舎別館火災に係る復旧経費等に当たったものでございます。

次に、決算報告書131ページの性質別の構成比で見ますと、義務的経費である人件費が17.6%、扶助費が10.4%、公債費が8.5%、また投資的経費では、普通建設事業費が23.2%、災害復旧事業費が0.8%、その他経費については、物件費が13.6%、維持補修費が0.1%、補助費等が11.9%、繰出金が10%、積立金が3.9%となっております。

性質別の状況を前年度と比較いたしますと、義務的経費は、構成比では前年度が44.3%でありましたが、平成25年度は36.5%になり、増減率にありましては14.2%の減となっております。これは、前年度において公債費の繰上償還に係る影響等であります。

次に、投資的経費の構成比は、前年度6.7%から今年度24%となり、増減率で274.5%と2年連続で大きく伸びております。これは、企業誘致に向けてや社会資本整備に係る施策の推進を一段と進めた結果でございます。

また、その他経費比較におきましては、構成比は前年度49%から今年度39.5%となり、増減率では16%の減となりました。これは、基金積立金における減少が影響しております。

なお、決算の具体的内容につきましては、歳入は決算報告書の3ページから8ページに款別に順を追って記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

す。

歳出につきましては、決算報告書の9ページから126ページにわたり、各所管別、予算科目順に事務事業の内容と事業の成果表をあわせて列記しておりますので、御披見いただきますようお願いいたします。なお、説明は省略させていただきます。

また、決算書の110ページから114ページには公有財産の土地及び建物の平成25年度中の増減並びに年度末現在高を、また115ページからは、山林、物権、出資による権利の状況を、さらに116ページから119ページには30万円以上の重要物品を、120ページから121ページには基金の年度末現在高をそれぞれ記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

なお、土地開発基金及び用品等調達基金のそれぞれの運用状況につきましては、別冊の調書をお届けいたしておりますので、あわせて御参照いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

以上、平成25年度一般会計の決算概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第64号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

平成25年度の竜王町国民健康保険における被保険者数等については、被保険者の数が前年度に比べ0.8%の減少となりました。また、退職被保険者数についても10.3%の減少となりました。

被保険者の異動状況といたしましては、大きな制度改正もなかったことから、おおむね平年並みの異動件数となりました。

竜王町の居住者全体から見た国民健康保険事業への加入割合では、世帯数は34%、被保険者数は20.8%となっています。

財政状況につきましては、保険給付費が年々増加傾向にあり、引き続き医療費の動向を注視し、適正運営に努めなければなりません。

さて、それでは、決算報告書の133ページをごらんいただきたいと思います。

決算収支の状況は、歳入総額11億5,857万1,962円、歳出総額が10億9,635万7,998円で、歳入歳出差引額は6,221万3,964円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額8,664万6,752円を差し引きますと、単年度収支額は2,443万2,788円の赤字となり、財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支は2,4

37万989円の赤字となります。

歳入の主なものといたしまして、決算書126ページ、款5の国民健康保険税が2億7,290万8,626円、127ページの款15の国庫支出金が2億3,088万8,833円、128ページ、款20の療養給付費等交付金が1億158万3,624円、129ページの款21の前期高齢者交付金が2億3,886万7,911円、同じく129ページ、款25の県支出金が6,130万1,186円、130ページ、款30の共同事業交付金が1億1,278万8,728円でございます。

同じく130ページ、款40の繰入金金は4,776万2,233円でございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、134ページ、款10の保険給付費が7億5,617万8,840円、136ページ、款11の後期高齢者支援金等が1億3,130万4,332円、138ページ、款20共同事業拠出金1億379万188円でございます。

同じく138ページ、款25の保健事業費が1,350万948円で、特定健診の受診率向上と各種検診の助成による健康づくり推進と啓発に取り組んだものでございます。

140ページ、款40諸支出金が2,226万6,946円は、療養給付費等負担金精算返還金等でございます。

なお、国保の加入世帯数及び被保険者数等につきましては、決算報告書の133ページに記載しておりますので、御披見いただきたいと思います。

また、決算書の143ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、あわせて御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の決算の概要を申し上げます、提案説明とさせていただきます。

次に、議第65号、平成25年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、143ページからでございます。

まず、医科診療所における決算収支でございますが、歳入総額が1億170万5,480円、歳出総額が9,231万2,058円で、歳入歳出差引額は939万3,422円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額619万8,686円を差し引きますと、単年度収支額は3

19万4,736円の黒字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支は1,692万9,060円の赤字となります。

歳入の主なものといたしましては、決算書の149ページ、款5の診療収入は7,310万6,898円であります。

150ページ、款25繰入金として、財政調整基金2,024万円を繰り入れております。

歳出では、152ページの款5総務費6,134万794円でありまして、例年の人件費及び施設の維持管理費に加えて、当年度後半期からの指定管理者制度導入に伴う工事請負費及び委託料でございます。

次に、153ページの款10医業費は3,075万5,310円で、医薬品衛生材料費、医療用消耗器材費、医療用機械器具費でございます。

なお、受診状況は、決算報告書の144ページでございますが、年間受診件数は4,719件、年間外来者数は6,984人で、町内の医療環境の変化や期中に指定管理者制度導入に伴う工事期間となった関係もあり、いずれも前年度の数値を下回りました。年間外来収入は7,303万2,078円となっております。

以上が簡単でございますが、医科の内容でございます。

次に、決算報告書の144ページ、歯科診療所における決算収支につきまして、御説明申し上げます。

歳入総額が5,446万6,396円、歳出総額が5,169万1,564円で、歳入歳出差引額は277万4,832円となりまして、実質収支額も同額となっております。ここから前年度の実質収支額457万430円を差し引きますと、単年度収支額は179万5,598円の赤字となり、さらに財政調整基金を調整しますと、実質単年度収支額は184万3,686円の黒字となります。

歳入の主なものは、決算書の156ページ、款5診療収入の4,266万8,902円、157ページの款25の繰入金530万1,000円でございます。

歳出では、159ページの款5の総務費が3,998万8,413円で、人件費及び施設の維持管理費などがございます。

次に、161ページの款10の医業費は806万3,867円となっております。

なお、受診状況は、決算報告書の146ページでございますが、年間受診件数は4,055件、年間外来者数は6,939人で、受診件数は前年度に引き続き増加、外来者数は減少しました。あわせて、年間外来収入は4,164万3,602円と増加しています。

決算書の164ページから166ページには、財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** この際、申し上げます。

ここで午後2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

**○議長（蔵口嘉寿男）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

犬井会計管理者。

**○会計管理者（犬井教子）** 続きまして、議第66号、平成25年度竜王町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、149ページからでございます。

御承知のとおり、学校給食は、成長期における園児・児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供し、あわせて望ましい食習慣の形成を図る重要な食育の実践の場と位置づけ、教育の一環として取り組んでおります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が5,981万8,508円、歳出総額が5,949万7,624円で、歳入歳出差引額は32万884円となりまして、実質収支額も同額となっております。

なお、前年度の決算額と比較いたしますと、率にして約0.5%額が微増しておりますが、これは食材購入費の増によるものでございます。

歳入でございますが、決算書は170ページでございます。

主となる収入は給食費負担金でございまして、決算額は5,933万3,158円で、歳入総額の99.2%となっております。

歳出につきましては、171ページで、主は給食材料費で、決算額が5,922万5,923円でございまして、歳出総額の99.5%を占めております。

その他は、パンの包装・加工の委託料であります。

以上、簡単でございますが、学校給食事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第67号、平成25年度竜王町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、152ページからでございます。

本年度の下水道事業は、平成元年度に供用された殿村・山中地区の農村下水道が現在238戸において使用されており、この維持管理を初め、平成3年12月から供用開始された公共下水道は、今では町内のほとんどの地域で使用されており、本年度末現在では2,861戸に及んでおり、農村下水も含めた普及率は91.7%となっています。引き続き、下水道水洗化率の向上に努めていくところであります。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が6億3,122万5,746円、歳出総額が6億2,543万5,790円で、歳入歳出差引額は578万9,956円となりまして、実質収支についても同額となっております。ここから平成24年度の実質収支額であります1,109万5,049円を差し引きしますと、実質単年度収支は530万5,093円の赤字となります。

次に、歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。決算書は176ページからでございます。

款5の分担金及び負担金は194万1,720円でございます。

款10の使用料及び手数料は1億7,603万4,955円となっております。

177ページ、款15の国庫支出金308万円は、特定環境保全公共下水道事業の国庫補助金であります。

款26の寄付金は251万7,367円で、財団法人滋賀県下水道公社の解散に伴う残余財産の寄附を受けたものでございます。

178ページの款30の繰入金は、一般会計からの繰り入れが、農業集落排水事業分が1,179万6,000円、公共下水道事業分が2億6,284万円であります。

同じく178ページ、款45の町債は1億5,860万円で、特定環境保全公共下水道事業及び琵琶湖流域下水道事業に係るものでございます。

次に、歳出の主なものとしたしましては、180ページ、款5の農業集落排水事業費の決算額が1,014万2,204円で、殿村と山中のそれぞれの処理施設にかかります維持管理経費であります。

款10の下水道事業費の決算額は1億2,391万4,060円でございます。主な内容としまして、182ページの琵琶湖流域下水道維持管理負担金が6,146万4,399円、管渠築造費の管路施設管理計画基本構想等策定業務委託料が616万3,500円でございます。

同じく182ページからは、災害復旧費として385万2,536円、内訳は、

台風18号による農業集落排水施設災害復旧費153万6,885円及び琵琶湖流域下水道災害復旧事業負担金231万5,651円でございます。

183ページの公債費は4億8,752万6,990円で、内訳は、償還元金が3億5,090万9,008円、償還利子が1億3,661万7,982円でございます。

平成25年度末の町債残高は48億3,828万7,000円となりまして、平成24年度末から1億9,230万9,000円余り減少しております。

なお、決算書の185ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、後ほど御参照をいただきたいと思っております。

以上、下水道事業特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第68号、平成25年度竜王町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、157ページからでございます。

平成12年度に導入されました介護保険制度は、本年度で14年が経過いたしました。その間さまざまな法改正がなされ、平成25年度は、第5期竜王町高齢者保健福祉計画の2年目であり、介護保険事業の展開と制度充実に努めました。

今年度末の第1号被保険者数は2,751人で、うち後期高齢者数は1,347人です。また、要介護・要支援認定者数は469人です。

この認定者数は、介護保険制度がスタートした平成12年度と比較いたしますと2倍以上伸びておりまして、高齢者の自立を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してまいりました。

また、高齢者の自立支援・尊厳保持を基本とする介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護保険法が改正され、平成18年度に施行されたのを機に、予防重視型システムへの転換を図り、介護予防の推進と地域密着型サービスの導入、さらに地域包括ケアの充実に努めております。

決算収支の状況でございますが、歳入決算額が7億6,760万9,868円、歳出決算額が7億4,267万4,633円で、歳入歳出差引額は2,493万5,235円となりまして、実質収支額も同額となっております。また、前年度の実質収支額を差し引いた実質単年度収支額は705万9,908円となりました。

歳入の主なものといたしましては、決算書の189ページ、款5の介護保険料

が1億3,533万2,781円、款15の国庫支出金が1億6,987万6,557円、190ページ、款20の支払基金交付金が2億949万1,682円、款25の県支出金が1億296万9,907円、191ページ、款35の繰入金が1億3,063万605円、うち介護給付費準備基金からの繰入金が2,749万円でございます。

歳出の主なものといたしましては、195ページ、款10の保険給付費が7億1,429万2,486円でございます、歳出総額の96.2%を占めております。

また、200ページ、款11の地域支援事業費は1,941万7,279円でございます。これは、地域包括支援センターを設置し、地域住民皆さんの生活機能を維持し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するための事業に要した費用でございます。

202ページ、款30諸支出金は61万4,444円で、そのうち償還金48万154円につきましては、過年度分の介護給付費に係る精算で、国、県及び支払基金にそれぞれ返還いたしました。

詳細につきましては、決算報告書の157ページから161ページに一般状況を、また161ページ以降に経理状況をそれぞれ掲載させていただいております。

また、決算書の205ページに財産に関する調書を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、介護保険特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

次に、議第69号、平成25年度竜王町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算の概要を御説明申し上げます。

決算報告書は、174ページからでございます。

後期高齢者医療制度は、初年度から制度改正が行われる等課題もありましたが、6年目を迎え、平成25年度は、制度の周知も一定の成果を見ることにより、円滑な制度運営を行うことができました。

保険給付や保険料額の決定などは、滋賀県後期高齢者医療広域連合が担っておりまして、町においては、被保険者からの保険料徴収を行っておりますが、収納率は100%でありました。

決算収支の状況でございますが、歳入総額が8,166万3,412円、歳出総額が8,109万7,769円で、歳入歳出差引額は56万5,643円とな

りまして、実質収支額も同額となっております。

歳入の主なものは、決算書の209ページ、款5後期高齢者保険料で5,822万870円、款20の繰入金は2,267万209円で、そのうち2,145万5,766円は保険基盤安定に係る繰入金でございます。

次に、歳出でございますが、決算書は211ページでございます。

総務費が121万5,083円で、後期高齢者医療運営に当たっての電算システムの保守や保険料徴収の事務費でございます。

また、款10の後期高齢者医療広域連合納付金が7,957万8,279円で、被保険者から納付された保険料を滋賀県後期高齢者医療広域連合に納付しているものです。

以上、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を申し上げ、提案説明とさせていただきます。

以上をもちまして、議第63号から議第69号までの7議案につきましての提案説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○上下水道課長（徳谷則一）** 続きまして、議第70号、平成25年度竜王町水道事業会計の決算内容について、御説明申し上げます。

最初に、平成25年度の事業の概要につきまして申し上げます。

水道事業につきましては、常に経営の健全化と施設の効率的な維持管理に努め、事業の運営を行ってまいりました。

当年度の給水人口は1万2,192人で、前年度と比較して3人の増加となっております。また、年間総配水量は174万5,637立方メートルであり、前年度より1万8,921立方メートルの増加となりました。なお、配水に用いた水源は、全て県水受水によるものでございます。

年間有収水量につきましては153万6,173立方メートルであり、前年度より4万7,592立方メートルの増加でありました。

経営状況につきましては、収益的収支の収益の総額は3億816万9,780円で、前年度と比較しますと463万4,509円の増加となりました。

一方、費用の総額は2億9,152万9,256円で、前年度と比較しますと2,914万9,634円の増加となりました。

この費用の増加につきましては、主に巡検橋の水管橋の補修及び量水器交換費用等に係る修繕費の増加並びに不用量水器の処分及び、岡屋・西川水源地の撤去

費用等に係る資産減耗費の増加によるものでございます。

以上のことから、収益から費用を差し引いた決算額といたしましては、1, 6 6 4 万 5 2 4 円の純利益となったものでございます。

今後も引き続き水道事業の運営につきましては、さらに経費の節減等に努めながら事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは、決算書に基づきまして、決算の内容を御説明いたします。

まず、1 ページの平成 2 5 年度竜王町水道事業決算報告書をごらんください。

第 3 条予算の収益的収支の収入でございますが、水道事業収益といたしましては、営業収益と営業外収益を合わせまして決算額が 3 億 2, 2 7 0 万 4, 3 8 4 円で、このうち仮受消費税は 1, 4 1 4 万 6, 2 7 9 円でございます。

支出におきましては、水道事業費といたしまして、営業費用と営業外費用を合わせまして決算額が 3 億 1 4 1 万 3, 2 5 4 円で、このうち仮払消費税は 9 8 8 万 3, 9 9 8 円でございます。

次に、第 4 条予算の資本的収支の収入でございますが、資本的収入といたしましては、企業債、補助金及び他会計負担金を合わせまして決算額が 9, 1 9 5 万 3, 3 5 0 円でございます。

支出におきましては、資本的支出といたしましては、建設改良費と企業債償還金を合わせまして決算額が 1 億 3 4 4 万 3 0 2 円で、このうち仮払消費税は 4 4 0 万 8, 7 0 0 円でございます。

したがって、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1, 1 4 8 万 6, 9 5 2 円は、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、3 ページの損益計算書をごらんください。

営業収益といたしましては、給水収益とその他営業収益を合わせまして 2 億 8, 0 7 5 万 6, 6 4 5 円、営業費用といたしましては、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、資産減耗費及びその他営業費用を合わせまして 2 億 7, 8 7 2 万 8, 5 2 0 円、その結果、営業利益が 2 0 2 万 8, 1 2 5 円でございます。

営業外収益といたしましては、受取利息及び配当金、補助金、加入金及び雑収益を合わせまして 2, 7 4 1 万 3, 1 3 5 円、営業外費用といたしましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息と雑支出を合わせまして 1, 2 8 0 万 7 3 6 円で、営業外収支は 1, 4 6 1 万 2, 3 9 9 円の黒字となり、結果、経常利

益は1, 664万524円となりました。

特別利益及び損失はございませんので、当年度純利益は同じく1, 664万524円、前年度繰越利益剰余金は127万5, 920円でございますので、当年度未処分利益剰余金は1, 791万6, 444円となるものでございます。

次に、7ページの剰余金処分計算書をごらんください。

これは、竜王町水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定に基づき、利益の処分を行うものでございます。

当年度未処分利益剰余金といたしましては、3ページ及び4ページで御説明申し上げましたとおり1, 791万6, 444円で、このうち減債積立金に1, 000万円、建設改良積立金に700万円を積み立てさせていただくものでございます。積み立ていたしますと、翌年度繰越利益剰余金は91万6, 444円となります。

次に、貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部でございます。固定資産といたしましては、有形固定資産は、土地、建物、構築物等を合わせまして25億2, 109万7, 967円、無形固定資産は、施設利用権のみで772万3, 579円、投資はございませんので、固定資産合計として25億2, 882万1, 546円となるものでございます。

次に、9ページの流動資産といたしましては、現金預金、未収金及び貯蔵品を合わせまして3億9, 683万2, 264円でございます。したがって、資産合計は29億2, 565万3, 810円となるものでございます。

次に、負債の部でございます。固定負債といたしましては、修繕引当金のみでございまして2, 186万円、流動負債といたしましては、未払金と前受金を合わせまして6, 229万1, 173円でございます。したがって、負債合計は8, 415万1, 173円となるものでございます。

次に、資本の部でございます。資本金といたしましては、自己資本金は、繰入資本金と組入資本金を合わせまして4億2, 836万9, 945円、借入資本金は、企業債のみで7億462万5, 363円。したがって、資本金合計は11億3, 299万5, 308円となるものでございます。

次に、剰余金といたしましては、資本剰余金は、受贈財産評価額、工事負担金及び工事補助金を合わせまして14億5, 403万8, 080円、利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金及び当年度未処分利益剰余金を合わせまして2億5, 446万9, 249円でございます。したがって、剰余金合計は17億85

0万7,329円となりまして、資本合計は28億4,150万2,637円、負債資本合計は29億2,565万3,810円となるものでございます。

なお、11ページから附属書類といたしまして、これらの細部資料を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、平成25年度水道事業会計決算につきましての内容説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○議長（蔵口嘉寿男）** それでは、ここで決算審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、私のほうから審査結果についての御報告をさせていただきます。

平成25年度竜王町歳入歳出決算並びに竜王町土地開発基金等運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

まず、第1、審査の概要及び第2、審査の結果につきましてはお手元の意見書のとおりでございますので、第3、審査の意見を述べさせていただき、御報告とさせていただきます。

一般会計は、歳入総額63億3,260万6,000円、歳出総額61億260万4,000円、歳入歳出とも前年度に比較して増加しております。歳入歳出差引額は2億3,000万2,000円、実質単年度収支額は8,624万円の黒字となりました。

また、特別会計は、6会計合計で歳入総額は28億5,506万1,000円、歳出総額は27億4,906万8,000円、歳入歳出差引額の総額は1億599万3,000円となり、前年度比2,421万9,000円の減少となりました。

このような中、決算内容については、扶助費等において相対的に大きな不用額も見られましたが、これらを除いては、ほぼ適正に運営されているものと見受けいたしました。

審査に当たり、諸帳簿の照合、計数の確認並びに各会計の予算執行状況について慎重に審査を行いました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また、審査を通じて、各会計とも諸経費の節減に向けて努力されていることや、さらには各課の課題事項を着実に業務遂行しておられることを理解することができました。重要物品の管理については、いまだに供用・保管の区分が不明確な点や、若干の備品シール不貼付などがありましたが、適正な管理状況に近

づきつつあると評価します。この機に改めて現仕様等を見直し、より簡便でより確実な管理に努められるよう期待します。

また、平成25年度開始のコンビニ収納制度は、納税及び納付等の便益拡大に向け、スムーズな導入状況と見受けられますが、滞納は漸増傾向にあります。については、初期対応等に工夫を重ねられ、収納率の向上を図られるよう期待します。

25年度の決算状況において、歳入面では、都市再生整備計画事業及び竜王インター周辺地区整備事業などに伴い、国庫支出金並びに諸収入が前年度比大きく増加しましたが、町内大手企業から前年度に次ぐ規模となる法人町民税収入を受けつつも、町税は前年度比1億8,366万7,000円の減、普通交付税の不交付に伴い、地方交付税は2億4,542万4,000円の減となっております。

一方、歳出面では、義務的経費の扶助費やその他経費の物件費及び各保険給付に係る繰出金等が暦年増加基調にあります。歳入面での着実な増大が見込みづらい状況を勘案しますと、財政的には依然として厳しい状況が続くと推察されます。

については、引き続き効率的な運用並びに行財政改革を図られ、最終的には住民福祉の向上に努められることを期待して審査の意見といたします。

引き続きまして、竜王町水道事業会計のほうについても審査意見を申し上げます。

平成25年度竜王町水道事業会計決算の審査結果について御報告申し上げます。

同じように、第1、審査の概要及び第2、審査の結果につきましてはお手元の意見書のとおりでございますので、第3の審査の意見を述べさせていただきます、報告とさせていただきます。

第3、審査の意見、平成25年度水道事業会計決算の審査を実施しました。

審査に当たり、関係諸帳簿との照合、計数の確認を慎重に行いましたが、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。また諸経費については、節減のため努力されていると感じました。

業態においても、公営企業として経済性を発揮するとともに、健全な事業経営に努められていると考えます。具体的には、年間有収水量の拡大や有収率の着実な改善がありましたが、配水及び給水費、資産減耗費等の大幅な増加があり、営業利益は202万8,125円、前年度比2,269万470円の減、経常利益1,664万524円、前年度比2,451万5,125円の減となりました。

なお、昨年指摘しました貯蔵品の在庫管理については改善されており、適正な管理状況にあります。また、町民の信頼を大きく損なう事態を惹起しました水道

量水器期限切れ問題については、その後適切に対処されていると考えます。

いま一度、信頼回復に向けた再発防止策等の実践を精励され、法令遵守のもと、費用対効果を勘案し、安心・安全及び安定ある水道事業の運営に向け取り組まれることを期待し、審査の意見といたします。

以上でございます。

**○町長（竹山秀雄）** 続きまして、報第2号及び報第3号につきまして、提案理由を申し上げます。

報第2号、平成25年度竜王町健全化判断比率について及び報第3号、平成25年度竜王町資金不足比率についてにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、御報告申し上げます。

まず、平成25年度竜王町健全化判断比率につきましては、それぞれ決算数値に基づき算出いたしました結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額は発生せず、該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準が25%に対しまして14.2%となり、将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対しまして61.6%となるものでございます。

次に、平成25年度竜王町資金不足比率につきましては、決算数値に基づき算出いたしました結果、水道事業、下水道事業ともに資金不足が発生せず、資金不足比率については該当なしとなるものでございます。

以上をもちまして、議第53号から議第70号までの18議案及び報第2号並びに報第3号の2報告全てにつきまして、順を追って提案理由を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、御承認をいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 続きまして、審査報告をお願いします。

吉田代表監査委員。

**○代表監査委員（吉田定男）** それでは、御報告申し上げます。

まず、平成25年度竜王町健全化判断比率審査意見書でございます。

こちらのほうは、1、審査の概要、この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施いたしました。

審査期日は、去る26年8月28日でございます。

3番、審査の結果、総合意見、審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(2) 個別意見、①実質赤字比率について、平成25年度の実質赤字比率はマイナス3.84%であり、早期健全化基準の15.00%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

②連結実質赤字比率について、平成25年度の連結実質赤字比率はマイナス15.01%であり、早期健全化基準の20.00%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

③実質公債費比率、平成25年度の実質公債費比率は14.2%であり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

④将来負担比率について、平成25年度の将来負担比率は61.6%であり、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状況にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項は認められませんでした。  
以上でございます。

それでは、続きまして、平成25年度竜王町公営企業会計資金不足比率審査意見書について御報告申し上げます。

1、審査の概要、この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を当てて実施しました。

審査期日は、平成26年8月28日でございます。

3番、審査の結果、(1) 総合意見、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。表はごらんのとおりでございます。

(2) 個別意見、水道事業会計、下水道事業会計ともに、経営健全化基準の20.00%と比較すると、極めて良好な状況にあると認められます。

(3) 是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項は認められませんでした。  
以上でございます。ありがとうございました。

**○議長（蔵口嘉寿男）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

この際、日程第21 報第2号及び日程第22 報第3号の2報告について質

疑がありましたら、これを認めることにいたします。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、日程第2  
1 報第2号及び日程第2 2 報第3号の2報告について、報告を終結いたしま  
す。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議員派遣について

○議長（蔵口嘉寿男） 日程第23 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

竜王町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派  
遣することにいたしたいと思っております。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（蔵口嘉寿男） 御異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願い  
いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後3時25分